

～～教職員共済からのお知らせ～～

先日の大雨や突風で被害を受けた方はいませんか？

※次の各共済をご契約中の方はお支払の対象となります。

● 「建物に被害」を受けられた場合

総合共済

火災共済・自然災害共済

● 「車両に被害」を受けられた場合

車両共済(保険)

- 自動車共済に加入中で、車が使用不能になった方は解約手続きをお取り下さい。

後日、新しい車を取得した際、等級を引き継ぐためには、中断手続きも必要です。

● 「けがで死亡・障害・入院・休業・通院」となった場合

総合共済

…①30日以上連続した入院や休業 ②業務中や通勤途中のけが

で事故日から30日以内に通算4日以上入院や通院 ③死亡 ④後遺障害

医療共済

…1泊2日以上継続した入院の場合

交通災害共済(レスキュースリー)

…入院・通院した場合／死亡・所定の障害

団体生命共済

新・終身共済

…死亡・所定の障害を負った場合

年金共済

…死亡された場合 (A型に加入中で掛金払込中(60歳未満)の方は重度障害も対象)

➡ お心当たりの方は、東海私大教連までご連絡下さい !!

(TEL052-883-6969 E-mail: mm03-put@roren.net)

～加入共済はこちらで確認できますので、まずはお気軽にお問合せ下さい。～